

## 国民健康保険料賦課限度額引上げ及び 軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直しについて

### (1) 改正の趣旨及び内容

#### ○改正の趣旨

保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直す。

#### ○改正の内容

令和5年度税制改正大綱において、国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しが行われたことに伴い、国民健康保険料についても同様の見直しを行うため、令和5年1月27日、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が閣議決定された。

本市においても、令和5年4月1日から国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の範囲の拡大するため、銚子市国民健康保険条例について所要の改正を行う。

#### 《後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額引き上げ》

限度額区分	現行	改正後
基礎賦課限度額（改正なし）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	20万円	22万円
介護納付金賦課限度額（改正なし）	17万円	17万円
限度額合計	102万円	104万円

#### 《軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直し》

##### ・5割減額の対象となる世帯の所得判定基準額

現行	基礎控除額43万円＋ <u>28.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
改正後	基礎控除額43万円＋ <u>29万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

##### ・2割減額の対象となる世帯の所得判定基準額

現行	基礎控除額43万円＋ <u>52万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
改正後	基礎控除額43万円＋ <u>53.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

### (2) 影響額

#### 《後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額引き上げ》

区分	限度額超過世帯数(世帯)	限度額超過額(円)
現行	261	22,465,661
改正後	190	18,056,667
差引	-71	-4,408,994

影響額 4,408,994円

#### 《軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直し》

区分	5割軽減		2割軽減		合計	
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
現行	2,016	69,282,875	1,615	22,723,600	3,631	92,006,475
改正後	2,043	70,245,375	1,671	23,467,650	3,714	93,713,025
差引	27	962,500	56	744,050	83	1,706,550

影響世帯数 83世帯 影響額 1,706,550円